

平成30年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年5月22日（火） 10時開会 12時閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- (1) 常設審議委員 19名／17名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 栃本課長、中西課長補佐、岡本係長
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事
- 鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
岩美町農業委員会 前田補佐
北栄町農業委員会 下阪事務局長
倉吉市農業委員会 隅主任
境港市農業委員会 今井主任
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第2回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は19名中17名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 挨拶

上場会長挨拶

お忙しい中ご出席ありがとうございます。

6月になれば決算総会になります。今月末には会長大会があり準備を進めています。

先週、東京で会長会議がありました。月末の会長会の資料の原案の会議がありました。

全国の農業委員会が高齢化の中で農地をどうするのかということで利用最適化にギャが入ってきた感じです。産業政策として、担い手が使っていくのは集積が進むし、土地改良事業を行うが、担い手が使いづらい山裾の農地などは産業政策に使えないので非農地化を進めればいいのかというと、そんなにどんどん非農地化ができないという場所がたくさんあります。非農地化すれば土地改良の賦課金が集まらないなどの個別のいろんな事情を抱えています。地域政策にとって重要な役割を果たしてきた農地をどうするかという問題があって、国交省の方では農地付きの空き家というかたちで政策を進めようとしているが、農業委員会の方は、農地というものを全部あつかっている。少子高齢化の中で社会が収縮していく中で、農地をどう扱うかということが見えていないということが議論されました。

今回、基盤法が開催されましてハウスが転用しなくても、認められるようになりました。今後、政省令が定められる。農業用でない違法転用の場合は、どう検査し原状回復命令をだすかが政省令に定められるので、それは明らかになった段階で。今までは入口

でアウトだと言ってきたが、これからは行った後で、よい悪いをいうことになり面倒になる。

相続人が1/2超確保できた場合、5年間の貸し借りが、それを20年に延ばすとか、1/2なくても農業委員会が調べて、調べた結果ありませんということであれば、これも20年できるということで、これも政省令に委ねられている。

相続放棄をする人が各地にあります。現に機構が貸し借りしている農地で、地主が相続放棄された事案があります。その土地代は誰に払えばいいのかという後始末があり、そういう問題が出てくるかもしれない。

課題に対して、農林省や国交省の役人が解決の手法を作ってくださいにはまだまだ時間がかかる。現場からこういう問題があるということをお届けないと一歩前にでれないので、私どもの役割がここにあると思っている。

6 委員の異動の紹介

事務局 (県信連の入江理事長の紹介)
(鳥取市農業委員会の山口会長が、一身上の都合により会長を辞任されたことを報告)

7 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。
(上場会長) では、琴浦町の福田委員さんと、日南町の梅林委員さんをご指名いたします。

8 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況について
県経営支援 (資料1により説明)
課

9 審議事項

(1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料2により、農業委員会総会付議事案(平成30年5月)を説明。
(30aを超える説明事案なし。倉吉市の事案は5条と関連事案。一覧表の事案を事務局が説明)

【米子市農業委員会の事案】

長谷川副会長 上下水道はどういうふうになっているのか。

事務局 上水道のほうは、資料に大崎東13号線ちゅうのにございます。下水のほうは、合併浄化槽で放流するということでございます。

議長 上下水道の設置位置は、直接その転用の是非とは関係はしないわけだけども、図面がここまできちんとなると、どっちについとるだかいなということ、両方あると思います。それで、ここは境、米子、日吉津、都市計画区域内の調整区域ですから、当然片一方には都市計画法の開発行為の許可申請があって、開発行為の申請のほうには、もちろん上下水道も、道路法24条の側溝のことも、そっちはそっちで審査

があるわけです。米子市のほうは、農業委員会はそこも御存じだと思いますので、今後はちょっと聞くとか点検するとかはしといてください。

議 長 農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

(2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成30年5月)を説明。
(30aを超える説明事案は北栄町農業委員会が説明。30a以下の事案は事務局が一覧表により説明)

【北栄町農業委員会の事案】

恩田副会長 2ページの6番、農業公共投資となっておりますということで、その中で、事業名の中で、土地改良区に問い合わせるものの、詳細は不明だということですが、その中で、土地改良区と(3)に北条水系の土地改良区が平成30年の3月21日に同意済みとなっております。こう言うておられますけど、土地改良区については土地改良法というものがあるわけなんです。そのものが問い合わせるものの、詳細は不明だというのは、いささかおかしいです。土地改良法というものがありながらですよ。そうして、またその中で、北条の水系の土地改良区さんが30年の3月22日に同意したと。だけど、わけのわからんものを同意されるのか。あり得んです、こちらが考えても。ここには土地改良区の理事長さん、多分におられますが、そういうところ、どういう考え方でおられるのか、土地改良法なんてもう無視して、どげでもいいだという考えなのか、どういう考えでこのようなものを出されたのか、意見を伺いたいと思います。

北栄町農業委員会 直接土地改良区のほうから、何で出したかというふうな話は伺ってはおりません。ただ、受益地として、北条水系土地改良区にはあったということでございます。私も、これまでも、この案件以外にも、同じようにその事業について不明だという回答をもらった案件では、この北条水系土地改良区の関係ではございまして、非常にちょっと問題でないかなと思つるところであります。この北条水系土地改良区、実は旧北条町土地改良区、それから大誠土地改良区など土地改良区が3つほど一緒になって、最近一つになったところではございまして、そういうこともあるのかなというふうに思つるところであります。理事長さんとお話をする機会もございまして、私のほうからでも、その点についてしっかりとするようにということで、話をさせていただきたいなと思っております。

議 長 恩田さんからありましたように、何だかわけがわからんのに、変でないかという御意見でありました。それで、土地改良区の運営は知事が指導監督するようになっておりますから、町長の立場でどうしなさいということも言えないし、困ったなということだと思いますが、後

でまた私のほうから所管の部局には伝えますけども、今、恩田さんからありましたように、土地改良区の理事長をしておられる小林さんや高西さんや、少し感想があればということと、きょうは水土里ネットの中村さんが、常務委員でございますので、水土里ネットの立場としたらどう考えるかということをし少し意見をもらっておきたいと思えます。可否に影響することではございませんので、感想ということで御発言をいただけたらと思えますが。

小林委員

今、お話がございましたけど、私は今の話で、3つの土地改良区が一つに統合されたという話がございましたすね。そうしますと、現在の現存しておる土地改良区は統合したものであって、私は不明ではないと思えますよ。そこまでやはり統合しておれば、その土地改良区のほうに一応問い合わせ、その経過というものの報告が必要であるということになりましよう。そうでしょうが。そうすると、今日の不明ということになれば、これは結論が出ないなど。これ意見ですよ。というふうに私は思えますけれども、智頭の場合でもほとんど県知事があれば、県営もあれば団体営もある。そういう中での土地改良区の管理というものは、それぞれ今の土地改良区の県の土改連もあるんですけども、一応このところは解散しますよということになれば、その水利の関係での、その水利を利用された方のところが合併統合して、その土地改良区を続けていくんだと、管理をしていくんだと。ですから、そういうふうな形ですから、私は不明ということについては疑問も抱き、疑義を抱くという感じでございますので、やはりそのあたりを明確にして、本日の会議においては、きょう結論を出さんといけん場所でございますすね、やはりそのあたりの詰めを今後はやっていただく必要があるのではなからうかなと。以上です。

議長

もっと調べればわかるのではないかと、もっと汗をかくということも大事ではないかということもあると思えます。

山脇さん、ちょっと済みません。順番でお願いします。

山脇委員

今、こういうケースは私らのとこにちょっとないもんですからね、改良区みたいな話、ないもんで、ちょっとあえて意見も述べることもないです。ただ、もうちょっと詳しくさかのぼって、きちんとやっばりされたほうがいいじゃないかと思えますよ。いいかげんで、わからんじゃあ、不明じゃあちょっといけんと思えますよね。

高西委員

私は土地改良区の理事長の役、4つほどしてますけども、旧淀江町と米子市が合併して約12年になりますけども、合併したときに、合併するまでは、淀江町では各改良区が事務局員を雇って、町から補助金もらってやっておったわけですけど、米子市と合併してからは、改良協会に事務委託すると。大きい箕蚊屋と米川は、規模が大きいもんですから、これは自分ところで職員を雇ってやっておられると。これは行政からは補助金も交付金も出ておりません。それから、あとは、米子市から協会に事務委託するのは、85%は米子市が事務局の職員の補

助金は出しております。毎年何か3%ぐらいは減らしてくれという要請ではありますが、そのときに、事務委託を協会にしたときに、協会の職員にはきちんと、いつ基盤整備が終わったか、それからおもだった、大体経過をよく把握しといてくれということを、わし、こういう性格なもんですから、やかましく言う、もうこういうようなことがないようにはしておりますけども、何でだあかなというぐあいに感じますけど。

中村委員

一つ確認なんですけども、これ北条水系って水の土地改良区だと思うんですが、その賦課金は支払ってたということ。ですよね。

今までのいろんな事例を私もよく、いろいろ見てるんですけども、これよく見ますと、昭和31年というかなり古い土地改良事業ということになってます。当時こういう北条水系という、その事業をする上において、土地改良区が絶対ないと事業できないということではなかったときもありまして、今もそうなんですけど、町がやるということもあります。それから、いろんなやり方でやって、多分やってたんだろうと思います、当時は。北条水系の賦課金を払っているということですから、北条水系のほうについては同意を得たということですけども、ここの、ですから、北条水系土地改良区に問い合わせるものの、詳細は不明という書き方がちょっと混乱を起こしてるような感じがしまして、当時はそういうことで、調査のほうももう少し調べてもらいたいと思うんですけど、その北条水系以外の町内、ほかのところもやっていたかもしれない。それから水路については、北条水系が引き続いて合併なりずっとやってきて、北条水系が引き継いで、水のかん排、土地改良区として賦課金を取ってるということなので、北条水系の改良区さんから見たら、多分その土地改良事業って、うち知らんと、当時の30年のころは。ということは、それはなきにしもあらずです。したがって、もう少しよく調べていただきたいなっちゃうのが一つです。

ただ、水の改良区である北条水系土地改良区さんに同意を得たということについては、それは私は当然ありだと思いますし。ですから、この事業名の30年の土地改良事業っていうのをもう少しよく調べていただいて、こういうふうな詳細不明というような書きぶりをされると、やっぱり我々もちょっと疑問を持ちますので、その辺はもう一回再調査をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

たまたま、ここに（1）事業名と事業期間と、それから土地改良区ということで、3つ項目があります。普通だったらさっさと書けるわけですよ。要するに、農家としては賦課金を払っていて、今回4条、5条で転用しようと思えば、土地改良区に、手切れ金という言葉が悪いけど、決済金をして、その同意はとれてますから。したがって、改良区としては何のだれべえさんの何㎡という内容性は多分あると思う。内容性があって、その手続はしてあるけども、たまたま事業の実施の事業名と期間がわからなかったっていうことだと思います。転用に係る事務処理はきちんとできてるということだと思いますが、そう

いうことによろしいですか。

それから、やはり、もしわからんことがあればもっと調べてみるというのは、土地改良区としても大事ですけれども、農家としても、農業委員会としても、町としても、何だい聞かれたらわからんでっていうのは、どうかというところもありますから、県の倉吉の農林局も含めて、もう少しそこは調べてみてもらうということで、どうでしょうかと思います、下阪さん、どうでしょうか。

北栄町農業
委員会

わかりました。できるだけ調査を行いたいと思います。土地改良区さんのほうに資料は、私はあるでないかなとは思ったりはしますが、やっぱり年数もたちまして処分されている部分もあったのかなというふうなこともありますが、県のほうにも問い合わせしたりして、調査をしたいと思っております。一応、ほかの改良区さんの場合は、土地改良事業しますとパンフレットをつくられておるのがありまして、それを私、何冊も持ってるんですけど、この中には、その関係のものがなかったということでございまして、できる限り調査させてもらいたいと思います。

議 長

確認しますが、転用に係る、名寄せはちゃんとあって、転用に係る手続はちゃんとできてると、考えればいい。名寄せがないとか、めちゃくちゃだというわけではないわけで、そこはよろしいですか。はい、わかりました。

それじゃあ、書き方も含めて、少し混乱をいたしましたけれども、状況はそういうことですが、どうでしょうか。

横山委員

結論的なことはね、会長さんがまとめられましたけれども、ちょっと気になるのが、農業委員会の意見として書いてあるのが、畦畔の復旧とか、そういうくだりのところで、いずれ車両駐車場が必要になるという考えのもとに、農業委員会さんとして転用はやむを得ないというような表現をしておいでになるわけですけども、これはちょっと何か妥協したような雰囲気を感じるわけですし、総じてはちょっと、先ほど出ましたように、もっと不明の部分があったりして、農業委員会としてはちょっと判断に困る部分も多少はありながら、こういうように決定をさせてもらうと、決定することには異議はないというような雰囲気が感じ取られそうな気がしまして、そのあたりの表現は、やむを得ないんじゃないじゃなくて、当然そういうことはいいだろうということをやっぱりきちっとお出しになるほうの言葉のほうが何かいいじゃないかなというところも感じましたんでね。総じて何か妥協の産物みたいな部分が見え隠れしますので、表現をよく考えていただけたらなと。

議 長

ありがとうございました。日本語は非常に大事でありまして、転用が妥当なのか妥当でないのかということ議論してるわけですから、やむを得ないという言葉の使い方は確かにちょっと何となく変かなという感じもいたします。ここは森井さんや倉益さん、どうですか。

従来、転用規制が物すごく規制が強いときには、やっぱり転用が悪

だという概念があつて、状況が整えばやむを得ないという表現もあつたと思うんですけれども、むしろ積極的にそれで地域が活性化するならいいことだ、妥当だということでの許可もあるわけで。どうですか、そこは。

事務局 従来、第1種農地とかのときには、やむを得ないっていう表現が一部使われていたと思いますけども、今回の事案は第2種農地ですんで、妥当だとかいう表現がいいんだろうと思います。

議長 そこは従来は余り吟味はしてませんでしたので、これはまた研究課題として、県や国や、また確認しながら、勉強してみたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

福田委員 ちよつといいですか。
今まで、常設になって初めてなんですけど、大体こういった表現の仕方だと思いますけど、「やむを得ない」。じゃないと、いいって言ったらおかしいけど、各町村で妥当だって決めたら、だったら、ここで審議するのもちよつとおかしくなっちゃうと思いますけど。

議長 それも含めて、勉強したいと思います。
ほかにございませんでしょうか。
それでは、議論も尽きたようでございますので、採決をとらせていただきますと思います。

議長 農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

(2) 農山村漁村再生可能エネルギー法第7条第12項に基づく意見聴取事案について 岩美町農業委員会

議長 先週、山本会長が農業会議のほうにお見えになりまして、利用状況調査なり意向調査なり、脇を締めてやっていきたいということで、要はこの事案について、少し町のサイドで検討が不十分だったというのでお断りしたいということで御挨拶にお見えになりましたので、あわせて報告をしておきたいと思います。

結論としては、農業委員会でB判定にし、非農地化をしていくということでありまして、5条での申請は取り下げということになると思いますが、それで、よろしゅうございますか。

岩美町農業委員会 はい。

議長 したがって、取り下げであれば、ここで審議するというものではなくて、可否を決するものではなくて、感想があれば参考に御意見を賜るということになろうかと思いますが、経過も含めて、皆さんからの御意見や御質問があれば。

小林委員

私と横山会長が現地確認に行ったときに、私はBではないかということをお願いしたんです。ところが1種でA判定だということで、その話の過程では、いやいや、農地利用状況調査のときにはBですよ、何で活字でAにしたんだという話まで申し上げたんです。ところが、この内容を見ても、やはりそれぞれの、今まで倉吉の山脇会長のほうからも、この事業をやるときには、農地は現況に復帰して、それから事業に取りかかれという話もございました。ところが、1種農地でA判定をしながら、農業委員会がその農地について10年以上も農地を放置しておいてA判定をしておいたということに、大きな、かなり問題点があるではなかろうかと。こういうふうに私は当時から思っておりましたけれども、やはりこれからは、1点、どういう考えを持てるかということについて検討していただきたいのは、こういうふうに再生不可能な農地を現況に復して田に利用すると、利活用することについての、ある程度の方向性というものも今後は必要ではなかろうかなと、こういうふうに思っておりますので、岩美の農業委員会におかれましては、今後は、その農地利用状況調査が毎年1回は最低実施されるわけでございますから、その現況に即した対応、それでB判定すればもう非農地扱いできるわけですから、その形の中でやれば、この農業委員会なり常設審議委員会に図る必要もなくなる、こういうことになろうと思っておりますので、今後はその点を肝に銘じて取り組んでいただきたい。以上です。

議長

山本会長がお見えになったときにも、私からお話をしたんですけれども、この事案について、智頭の小林会長さんからこういう発言がありました、常設のときに。つまり、県下19市町村の農業委員会があつて、一生懸命取り組んでいるときに、なかなかほかの委員会に対しては、よそから物が言いにくいわけですが、やっぱり全県のレベルをそろえていく、上げていくということで取り組もうではないかという合意の中で、智頭の小林会長から意見をいただいたというのは、非常に取り組みとしては私は意義があることだと思っておりますよ。ということをお山本会長に伝えさせていただきました。それも含めて、快く了解をしていただきましたので、御報告をしておきたいと思えます。

横山さん、感想があったら、どうでしょうか。同じようなことでよろしゅうございますか。

横山委員

はい。

恩田副会長

現地調査報告の中で、小林会長がそこまで言っておられても、パトロールは緑判定だということ自体が大体おかしいなと思っております。均一性っていうものがないだないかな、岩美町さんは。どこも同じなことです、皆さんを目合わせのためにですよ、これは緑判定、これは黄色、これは赤ですよというのは、どこの農業委員会もやっておられるんです。岩美町は独断専行でやられるだないか、大体おかしい

だないかと思っ。それと、小林会長がそういうことまで言っておられながら、なおかつ緑判定で出すんだというのもちょっとおかしいです。それと、非農地判定を行いますよ。運用通知に基づいて。非農地というものは、20年間というものの月日があるんですよ。これは一つの時効ですよ、時効。これでは時効中断もありますので、時効はどこの時点で何を指して、何の建物があるのか。例えば木の状態なら、目通りが20cmなら、30年とかあるわけなんですよ。そのものはどこをされて、そういうことをしておられるのか、その辺のどこを聞いてみたいですよ。ただ、荒らかいておったけん、ああ、非農地、非農地だというのはいささかおかしいなと思うわけなんですよ。私らのところにおいては、どこともですけど、その一つの目安、20年というものの目安、いつから立っているという税制上の問題、いろいろございますわね。その辺のところもちょっと聞いてみないけんなと思っ、全県下、同じ条件で同じようなところで許認可っていうものは出すんですよ。ここはちょっとおかしいと思われたら、一回待って、いろんなところを調査されて、智頭町なり、鳥取市なりにお聞きになって、やられたほうが、あんまり出し急ぎが過ぎいすけん、こういうことになあだないかと思っすわね。

私が聞きたいのは、20年というものの非農地証明というものの、何をもってされたのか、それを伺ってみたいと思っ、会長さん。

議 長

今の恩田さんの発言には、いろんな意味があると思っ。ここ近年取り組んでおりますように、現場で一つの基準をちゃんとして、全員が取り組むということで、去年も森井さんや、出かけていきて、伯耆町だったりどこだったりしたわけですが、さらにより一層、その取り組みは今年の夏に向かって、またやられるのかなと思っしております。

今の時効の話も含めて、岩美町のほうに森井さんのほうから感想があれば話してみてください。

事務局

農地の改廃には自然改廃と人為的な改廃があるわけですね。先ほどお話がありました20年っていうのは人為的な、例えば農地を宅地に転用するとか、駐車場にしてしまうとか、そういうのは、そういった転用の行為のときから20年を経過したものについては、これは公訴時効が完了してますんで、それは非農地として対応してくださいという扱いにしとるわけですけども、耕作放棄して山に返っていくというようなものについては、現況判断でもって、先ほどの岩美町の1番目のところに2つ丸がついておりますけども、そういった現況がもう山林原野化して、もう農地に復元することが困難だよと、あるいは復元しても永続して利用していくことが困難だよというものについては、自然改廃のものについては非農地対応するということの基準になってございます。

議 長

岩美町さんから感想を話してもらいたいですけど、先ほどの北条の土地改良区が何だかようわからんと言っ。いいと言っ認可したのと同じ話でして、この間まで智頭の小林さんが行きて、現場で

足るほど言いなつたのに放棄地といいながら、今度はB判定だって言われると、何の根拠でB判定したか、聞いとるほうはわからんだないかという、そういう感想も含まった話だと思うんですね。したがって、そういう基準はどこに持って、岩美町はしようとしてるかっていう話をちょっと話してみてください。

岩美町農業委員会 大変申しわけございません、私もまだ、1月から農業委員会におきまして、ちょっとまだ荒廃農地調査というものを実際にしたことがなくて、実際、昨年度どのようにしたか、どういった基準を持ってしたというのを把握していないということで、なかなか明確な、どういった基準でしたかというのをちょっと説明できないんですけども、このたびの再確認においては、かなりもうヨシ、アシの根が張っておって、農地の運用通知の中にあります開墾ですね、開墾する程度のことをしないと復元できないであろうということが認められるのではないかとということで、そのようにB判定にすべきではないかということで判断をさせていただいております。あとは、森井さんのほうからもありましたけども、周辺の状況から見て、今後、耕作の用に供されることはない、無理だということでB判定を改めてさせていただいたということで、昨年度の前半でしたときのことについての、基準についてまだ勉強してなくて、大変申しわけないんですけども、このたびの再確認ではそのように判断をさせていただいたということでございます。

議長 一歩も二歩も勉強してもらふことと、これは農業委員さん一人一人に勉強してもらふ必要がありますので、事務局だけでなく、岩美町全体として、その取り組みが弱かったんだと思っております。この間、会長にも申し上げたように。ということで、ぜひそこは取り組んでほしいと思います。

それから、恩田さんのアドバイスがあったように、事務局の森井さんも行きますけれど、鳥取市さんはどうしておられるか、智頭はどうかという、またお互いの会長の指導も受けながら取り組んでほしいなと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

恩田さん、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

恩田副会長 はい、いいです。

議長 わかりました。

それでは、先月の事案は取り下げということでございますので、そのように御了解をいただけたということで、報告にかえたいと思っております。

10 情報提供

(1) 北栄町農業委員会及び境港市農業委員会の改選について

事務局 北栄町が5月1日から新体制になった。同日、研修を行った。境港市は8月10日から、新体制になる

(2) 本会の今後の日程について

事務局 5月22日13時から役員推薦会議、6月7日10時30分から平成29年度決算監査、13時から第1回理事会、6月22日10時から第3回常設審議委員会、13時から第94回通常総会を開催します。

(3) 全国農業委員会会長大会の政策提案について

事務局 (資料5により説明)

11 その他

(1) 次回開催予定

事務局 平成30年6月22日、午前10時より、白兔会館で開催します。
なお、午後1時より、本会第94回通常総会を開催します。

議長 以上で、会を終了します。